

京都市地区防災計画制度の運用に関する要綱

(制定 令和8年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市防災会議が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第42条第3項及び同法第42条の2に基づく、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を、京都市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定めるための基本的事項について定めるものとする。

(指定型地区防災計画)

第2条 法第42条第3項に基づく地区防災計画の規定は、市内のおおむね学区を単位として設置された自主防災会又は自治連合会等（以下「自主防災会等」という。）が区役所（支所）又は消防署による支援を受けて作成する、当該学区全体を包括する防災に関する計画を対象とする。

(指定型地区防災計画の規定)

第3条 指定型地区防災計画の地域防災計画への規定は、京都市防災会議会長（以下「会長」という。）が京都市防災会議運営要綱第3条第1項に基づく専決処分により行うものとする。

2 会長は、前項に基づき規定したときは、京都市防災会議で報告を行うものとする。

(提案型地区防災計画)

第4条 法第42条の2に基づく地区防災計画の提案（以下「計画提案」という。）は、地区居住者等が共同して行うものとする。ただし、計画に基づく防災活動について地区居住者等の理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制にある場合には、その団体の役員等が共同して計画提案することができるものとする。

2 提案する計画の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組で、組織体制、平常時及び災害時の活動方法等について定めたもの
- (2) 地域防災計画に抵触しないもの
- (3) 既に規定されている地区防災計画のうち、計画提案する地区に係る計画に抵触しないもの

(計画提案の提出書類)

第5条 計画提案を行う者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる書類を京都市防災会議事務局（以下「事務局」という。）へ提出するものとする。

- (1) 地区防災計画提案書（第1号様式）
- (2) 地区防災計画の素案
- (3) 提案者が地区居住者等であることを証する書類。ただし、事務局において、区役所（支所）又は消防署からの情報提供等により提案者が地区居住者等であることを確認できた場合は、この限りでない。
- (4) その他会長が必要と認める書類

(審査会の設置)

第6条 会長は、前条に基づく計画提案があったときは、京都市地区防災計画審査会（以下「審査会」という。）を設置し、次に掲げる事項について、審査を行うものとする。

- (1) 計画の内容及び実施体制
- (2) 地域防災計画に抵触しないものであるか
- (3) 第2条に規定する地区防災計画のうち、計画提案する地区に係る計画に抵触しないものであるか

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 行財政局 防災危機管理室長
- (2) 行財政局 防災危機管理室 地域防災推進課長
- (3) 文化市民局 地域自治推進室 区政推進課長
- (4) 消防局 消防団・自主防災推進室 自主防災推進課長
- (5) その他会長が必要と認める者

3 審査会の委員長は、防災危機管理室長をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表する。

5 審査会は、委員長が招集し、これを開催する。

6 委員長は、必要と認めるときは、書面により審査会を開催することができる。

(提案型地区防災計画の規定)

第7条 会長は、前条第1項による審査の結果を考慮し、提案された計画の地域防災計画への規定の要否について、京都市防災会議運営要綱第3条第1項に基づく専決処分により決定する。

2 会長は、前項に基づく専決処分の結果を地区防災計画素案の京都市地域防災計画規定要否通知書（第2号様式）により提案者に通知するものとする。

3 会長は、第1項により規定したときは、京都市防災会議で報告を行うものとする。

(準用規定)

第8条 第3条又は前条に基づき地域防災計画に規定した地区防災計画を大きく修正しようとする場合は、第3条から第7条までの規定を準用する。

(地区防災計画の削除)

第9条 地域防災計画に規定された地区防災計画について、地域防災計画からの削除を希望する場合は、自主防災会等、地区居住者等の地区防災計画の関係者は、その旨を事務局に申し出るものとする。

2 前項に基づき削除の申出のあった地区防災計画については、会長が京都市防災会議運営要綱第3条第1項に基づく専決処分により、地域防災計画から削除するものとする。

3 会長は、地区防災計画を削除したときは、京都市防災会議で報告を行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

京都市防災会議会長
（京 都 市 長）

（計画提案する者の代表者氏名）

地区防災計画提案書

災害対策基本法第42条の2に基づき、下記のとおり京都市防災会議へ提案します。

記

1 計画提案する者の代表者

団体名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

2 計画素案概要

名称	
計画対象範囲	
目次・内容等	

※共同して提案する者全員の名簿を添付してください。

受付欄（以下の欄には記入しないでください。）

地区居住者等確認方法	<input type="checkbox"/> 書類提出
	<input type="checkbox"/> 区役所（支所）・消防署からの情報提供
	<input type="checkbox"/> その他

第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

（計画提案した者の代表者氏名）様

京都市防災会議会長
（京 都 市 長）

地区防災計画素案の京都市地域防災計画規定要否通知書

災害対策基本法第42条の2に基づき計画提案のあった地区防災計画素案について、京都市地区防災計画審査会にて審査された結果を踏まえ、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 計画素案名称等

計画提案日	
名称	
団体名	
代表者氏名	
計画対象範囲	

2 結果

- 地域防災計画に規定します
規定日 年 月 日
- 地域防災計画に規定しません
(理由)

※該当する項目を☑としています。